

札幌市医療法施行細則（平成9年規則第34号）新旧対照表

現 行				改 正 後				備 考
様式14 別紙以外の部分（省略） 別紙1				様式14 別紙以外の部分（現行のとおり） 別紙1				エックス線装置に講じなければならない障害防止の方法の追加及び規定整備
エックス線装置の エックス線障害の 防止に関する構造 設備及び <u>予備措置</u> の概要	エックス線装置の使用 条件等	(省略)		エックス線装置の使用 条件等	(現行のとおり)			
	エックス線管の容器及び 照射筒の <u>利用線すい</u> 以外のエックス線量 (空気カーマ率)	(省略)		エックス線管の容器及び 照射筒の <u>利用線すい</u> 以外のエックス線量(空 気カーマ率)	(現行のとおり)			
		定格管電圧125kV 以下の口内法撮影 用エックス線装置	エックス線管焦点 から1mで0.25mGy/ 時以下になる構造		定格管電圧125kV 以下の <u>手持ち撮影</u> を意図しない口内 法撮影用エックス 線装置	エックス線管焦点 から1mで0.25mGy/ 時以下になる構造		
		<u>(新設)</u>			定格管電圧125kV 以下の <u>手持ち撮影</u> を意図する口内法 撮影用エックス線 装置	<u>装置表面におい</u> て、 <u>0.05mGy/時以</u> <u>下になる構造</u>	有・無	
		(省略)			(現行のとおり)			
	<u>附加ろ過板</u>	(省略)		<u>附加ろ過板</u>	(現行のとおり)			
	透視用エッ クス線装置	(省略)		透視用エッ クス線装置	(現行のとおり)		(現 行の と お り)	
		受像器を通過したエックス線が、受像器 の <u>接触可能面</u> から10cmで150 μ Gy/時以 下になる構造	(省 略)		受像器を通過したエックス線が、受像器 の <u>接触可能表面</u> から10cmで150 μ Gy/時 以下になる構造			
		(省略)			(現行のとおり)		(現 行の と お り)	
		<u>利用線すい</u> 以外のエックス線に対する 防護措置	(省 略)		<u>利用線すい</u> 以外のエックス線に対する防 護措置			

撮影用エックス線装置	(省略)		有・無
	移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置が、エックス線管焦点及び患者から2m以上となる操作構造		
	(新設)		
(省略)			
(省略)			
治療用エックス線装置	ろ過板が引き抜かれたときにエックス線の発生を遮断するインターロック	(省略)	
(省略)			

注1～4 (省略)

- 5 移動型エックス線装置(移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を除く。)の場合は、装置周囲の空間線量率分布図と保管場所を明記した図面を添付してください。ただし、手術室で用いる場合には、画壁等の外側における漏えい線量の測定結果を添付してください。
- 6 エックス線診療室の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付してください(移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を含む。)

7 (省略)

別紙2 (省略)

撮影用エックス線装置	(現行のとおり)		有・無
	移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置が、エックス線管焦点及び患者から2m以上となる操作構造		
	<u>携帯型エックス線装置</u> (<u>手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置に限る。</u>)	<u>公称管電圧70kVで0.25mmPb当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造</u>	有・無
(現行のとおり)			
(現行のとおり)			
治療用エックス線装置	ろ過板が引き抜かれたときにエックス線の発生を遮断するインターロック	(現行のとおり)	
(現行のとおり)			

注1～4 (現行のとおり)

- 5 移動型又は携帯型エックス線装置(移動型又は携帯型エックス線装置を据え置いて使用する場合を除く。)の場合は、装置周囲の空間線量率分布図と保管場所を明記した図面を添付してください。ただし、手術室で用いる場合には、画壁等の外側における漏えい線量の測定結果を添付してください。
- 6 エックス線診療室の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付してください(移動型又は携帯型エックス線装置を据え置いて使用する場合を含む。)

7 (現行のとおり)

別紙2 (現行のとおり)

携帯型エックス線装置の届出に際し添付する資料の取扱いについて明文化